

北海道大学大学院教育学研究院紀要の編集及び出版に関する要項

(平成19年2月16日教授会決定)

(平成21年7月24日教授会決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道大学大学院教育学研究院（以下「本研究院」という。）における紀要（以下「紀要」という。）の編集及び出版に関し、必要事項を定めるものとする。

(紀要の名称及び出版)

第2条 紀要の名称は「北海道大学大学院教育学研究院紀要」とし、英文名称を「**Bulletin of Faculty of Education, Hokkaido University**」とする。

2 紀要は、本研究院が出版し、著作権は、原則として本研究院に帰属する。

(出版の目的)

第3条 紀要は、本研究院の教員及び北海道大学大学院教育学院（以下「本学院」という）の教員・院生・学生の研究成果（以下「論文等」という。）、並びに本研究院・学院の研究活動等を広く内外に公表することを目的とする。

2 前項の目的には、電子化等の二次的利用を含むものとする。

(委員会)

第4条 紀要の編集及び出版に関する業務を行うため、本研究院に紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は研究推進委員会が兼ねるものとする。

(出版の時期)

第5条 紀要の定期出版は、原則として年2回（6月、12月）とする。

2 委員会が必要と認めたときは、臨時号、定期出版の特集号及び合併号を出版することがある。

(投稿資格)

第6条 紀要に論文等を投稿できる者は、次に掲げる者とする。

- 1) 本研究院・学院の教員
- 2) 本学院の院生（研究生を含む）
- 3) 本学院において研究に従事する日本学術振興会特別研究員
- 4) 前各号以外の本研究院・学院関係者で、委員会が認めた者
- 5) 委員会が投稿を依頼した者

2 投稿者について、前項に該当しない場合には委員会が判断する。

(論文等)

第7条 紀要に投稿できる論文等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1) 単著
- 2) 投稿者が筆頭著者である共著
- 3) 投稿者が筆頭著者でない共著で、共同で行った研究の主体が投稿者であるもの

2 前項の論文等は、教育学及びそれに関連する領域におけるもので、他の一般公開刊行物に未発表のものとする。ただし、委員会が認めたときはこの限りでない。

(論文等の投稿・執筆要領)

第8条 紀要の出版に必要な事項及び論文等の投稿・執筆要領は、委員会が別に定める。

- 2 紀要に論文等を投稿する時は、完成した原稿を提出しなければならない。
- 3 「課題研究論文」(「課題研究Ⅰ・Ⅱ」の単位申請のための論文)は査読を経るものとする。

(論文等の掲載数の調整)

第9条 委員会は、紀要の各号における受理した原稿の数及び頁数に著しく多寡が生じたときには、各号に掲載する論文等の数及び頁数を調整することができる。

(出版に伴う経費の負担)

第10条 紀要の出版に要する経費は本研究院の負担とし、別刷20部を含むものとする。ただし、20部を超えて別刷を必要とする場合の当該別刷に要する経費は、投稿者の所属・関係する研究グループ、または投稿者の負担とする。

(論文等の転載)

第11条 投稿者は、紀要に掲載した論文等を他の一般公開刊行物へ転載するときには、委員会の承認を得なければならない。ただし、当該論文等が紀要に掲載されたものである旨を転載する他の一般公開刊行物に明記するときは、この限りではない。

(委員会への委任)

第12条 この要項に定めるもののほか、紀要の編集及び出版に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

この要項は、平成21年7月24日から実施する。